

4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

[趣旨・目的]

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

[教育・保育提供区域]

第一次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

指標 (単位)	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）						
	令和6	歳児	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用者数 (人)	—	0歳児	528	528	528	528	528
			528	528	528	528	528
		1歳児	315	315	315	315	315
			315	315	315	315	315
		2歳児	57	57	57	57	57
			57	57	57	57	57

<考え方（計算方法）>

令和7年度の推定未就園児（生後6か月～2歳）に、令和6年度の試行的事業における申込割合（一番高い行政区の割合を適用）を乗じて算出したうえで、同事業における申込者の歳児割合で割り戻して算出。

② 現状と課題

- ・ 本事業は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施されることとなります。
- ・ 本市では、令和8年度からの本格実施を見据えて、令和6年度に試行的事業を実施しており、その実績を踏まえて、令和7年度以降のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策を設定しています。

③ 今後の方向性

利用者にそれぞれの希望に応じて本事業を利用していただくためには、利用できる施設や利用枠の選択肢が十分確保されていることが望ましいと考えられる。また、現時点においては利用実績も堅調に伸びていることから、当面は事

業計画上の必要利用定員総数（量の見込み）を超える状況があっても、実施施設の認可・確認を行っていくとともに、積極的な周知広報により本事業の利用勧奨に努めていく。

また、本事業が満3歳以上の児童を対象としないことを踏まえ、幼稚園や保育園、認定こども園における既存の満3歳以上児の受入枠を活用することにより、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していく。

京都市はぐくみプラン<2025-2029> (京都市子ども・若者総合計画)

【別冊 京都市子ども子育て支援事業計画】

【発行】2025（令和7）年3月

京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル2階

電話：075-746-7610 FAX：075-251-2322